

提出議案説明資料目次

令和2年6月定例会

資料番号	資料内容	関係議案	頁
1	新旧対照表	議案第39号 箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政 手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	1 ~ 13
2	新旧対照表	議案第40号 箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ いて	15 ~ 17
3	新旧対照表	議案第41号 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	19 ~ 23
4	新旧対照表	議案第42号 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例の制定について	25 ~ 31
5	入札調書等 及び 図 面	議案第44号 工事請負契約の締結について	32 ~ 37
6	入札調書等 及び 図 面	議案第45号 工事請負契約の締結について	38 ~ 45
7	入札調書等 及び 図 面	議案第46号 工事請負契約の締結について	46 ~ 50
8	入札調書及び 諸 元 表 等	議案第47号 物件供給契約の締結について	51 ~ 52

資料 番号	資料内容	関 係 議 案	頁
9	入札調書、諸元 表及び四面図	議案第48号 物件供給契約の締結について	53 ~ 55
10	入札調書及び医薬 品・医療器具一覧表	議案第49号 物件供給契約の締結について	56 ~ 58
11	入札調書、諸元 表及び四面図	議案第50号 物件供給契約の締結について	59 ~ 61
12	位 置 図	議案第51号 町道路線の変更について	62 ~ 63
13	位 置 図	議案第52号 町道路線の変更について	64 ~ 65

新旧対照表

箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正）（第1条関係）

（書面審査）

第6条（略）

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3～5（略）

（箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）
（第2条関係）

箱根町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により町の機関に係る手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、町民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって町民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2)（略）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

旧（改正前）

（書面審査）

第6条（略）

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3～5（略）

箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2)（略）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

新（改正後）

(4)～(11) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則及び地公企法第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、

(4)～(11) (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第 3 条 町の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等（規則及び地公企法第 10 条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該町の機関に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、町の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をするものとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

新（改正後）

申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合
その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法によ
り行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則
等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該
部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2
項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第 6 項の規定により
前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同
じ。））」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 4 条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において
書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、
当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処
理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を
受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で
定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等につい
ては、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行わ
れたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の
規定を適用する。

3 第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、
当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ
の記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名
等を行うことが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する
方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかか
わらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをも
って代えることができる。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 4 条 町の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、町の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

新（改正後）

場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該

（電磁的記録による縦覧等）

第 5 条 町の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等にかかる電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第 6 条 町の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第 1 項の場合において、町の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定に

新（改正後）

署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第9条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、町民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

旧（改正前）

かかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

新（改正後）

（その他必要な施策）

第10条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、町の機関に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう、情報システムの整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、前項の施策を講ずるに当たっては、情報通信技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 町は、町の機関に係る手続等における情報通信技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第11条 町長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第12条 （略）

（手続等に係る情報システムの整備等）

第7条 町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 町は、町の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

（手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）

第8条 町長は、少なくとも毎年度1回、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第9条 （略）

新旧対照表

箱根町手数料条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1～24（略）	（略）	（略）
25 <u>除票の写しの交付</u>	1件につき	<u>300円</u>
26・27（略）	（略）	（略）
28 <u>戸籍の附票の除票の写しの交付</u>	<u>1件につき</u>	<u>300円</u>
<u>29～32</u> （略）	（略）	（略）
<u>33</u> <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したものの又は対象電磁的記録を出力したものの交付</u>	用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され又は出力される用紙1枚につき	20円
<u>34</u> （略）	（略）	（略）

旧（改正前）

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務の種類	1件区分	金額
1～24（略）	（略）	（略）
25 <u>個人番号通知カードの再交付</u>	1件につき	<u>500円</u>
26・27（略）	（略）	（略）
<u>28～31</u> （略）	（略）	（略）
32 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第4条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法により対象書面等を複写したもの又は対象電磁的記録を出力したものの交付	用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され又は出力される用紙1枚につき	20円
<u>33</u> （略）	（略）	（略）

新旧対照表

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正新旧対照表

新（改正後）

（保育所等との連携）

第6条（略）

2 町長は、次のいずれかに該当するときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による前項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

3 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

旧（改正前）

（保育所等との連携）

第6条（略）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 母子家庭等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。)の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと町が認める乳幼児に対する保育

新（改正後）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第 6 条の規定にかかわらず、施行日から起算して 5 年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。

新旧対照表

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>事故発生日</u>において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>4（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（障害補償年金前払一時金）</p> <p>第3条の4（略）</p>

（補償基礎額）

第5条（略）

2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

(1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。

(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、8,800円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6)（略）

4（略）

附 則

（障害補償年金前払一時金）

第3条の4（略）

新（改正後）

2～4（略）

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1)（略）

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第4条（略）

2～6（略）

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるもの

2～4（略）

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1)（略）

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金）

第4条（略）

2～6（略）

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が第1項の申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるもの

新（改正後）

である場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,440</u>	円 <u>13,320</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>

備考

1 事故発生日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

旧（改正前）

である場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,400</u>	円 <u>13,300</u>	円 14,200
分団長及び副分団長	<u>10,600</u>	<u>11,500</u>	<u>12,400</u>
部長、班長及び団員	<u>8,800</u>	<u>9,700</u>	<u>10,600</u>

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

資料5

設計額	落札額	執行場所	摘要
57,794,000円 (内消費税) 5,254,000円	(契約金額) 54,120,000円 (内消費税) 4,920,000円	箱根町役場	(工期) 令和2年11月30日
入札調書			
総合保健福祉センター整備事業 総合保健福祉センター外壁タイル改修工事			
令和2年5月21日(木)午前8時56分 開札			
第1回入札高	摘要	氏名	
49,200,000	落札	(有)丸要建設	
49,500,000		(株)上野工務店	
49,560,000		箱根建設(株)	
49,800,000		(有)石井工務店	
入札書不着		(株)コボリ建設	
		以下余白	

総合保健福祉センター整備事業

総合保健福祉センター外壁タイル改修工事【概要】

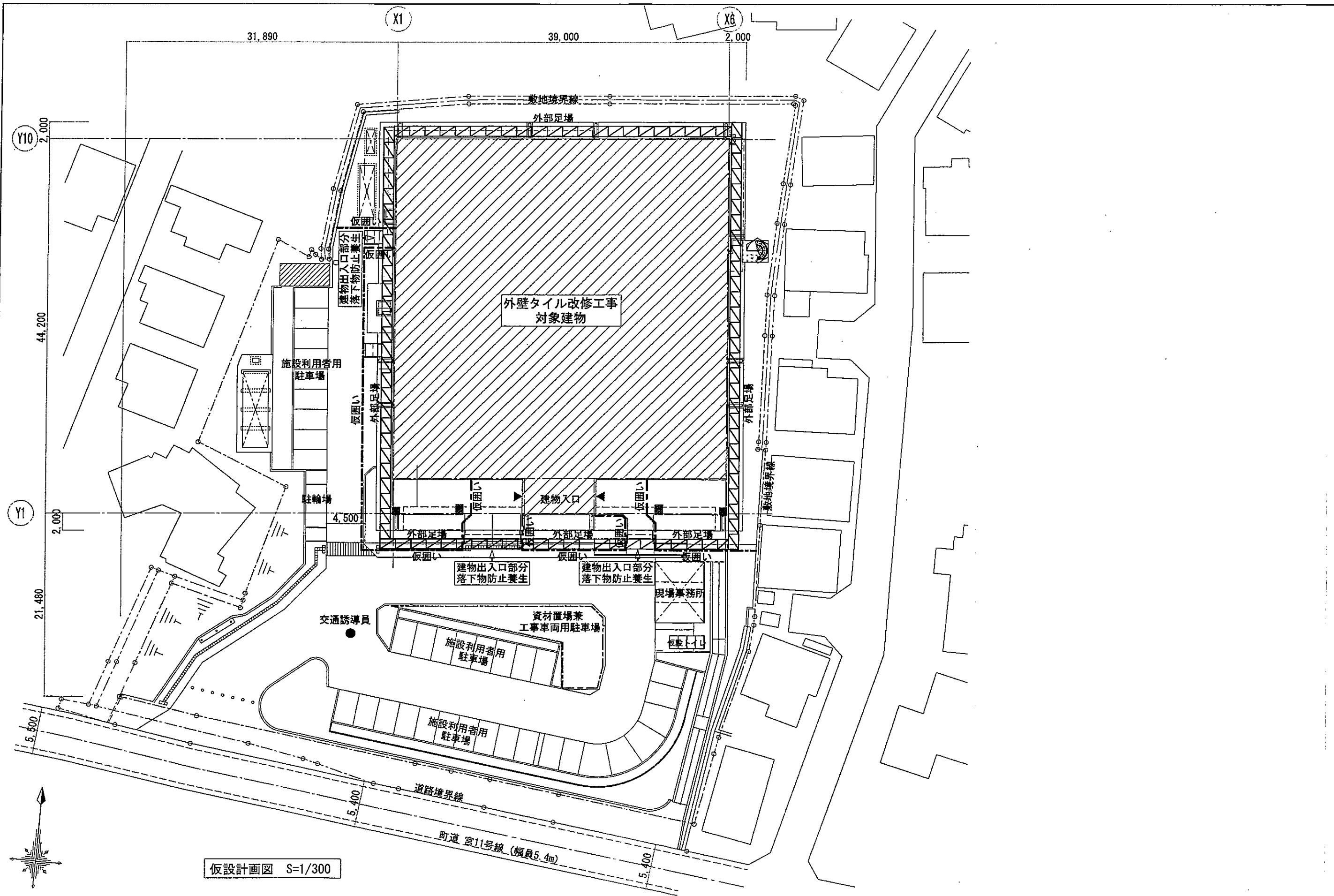
1 工事内容

既存外壁タイルを全面撤去し、防水形複層塗材の吹き付けを行う。

区分	施工面積
外壁既存タイル撤去工事	1749.5 m ²
外壁下地補修工事	
防水改修工事	
外壁吹き付け工事	
その他、ガラスクリーニング、各所落下防止養生など	

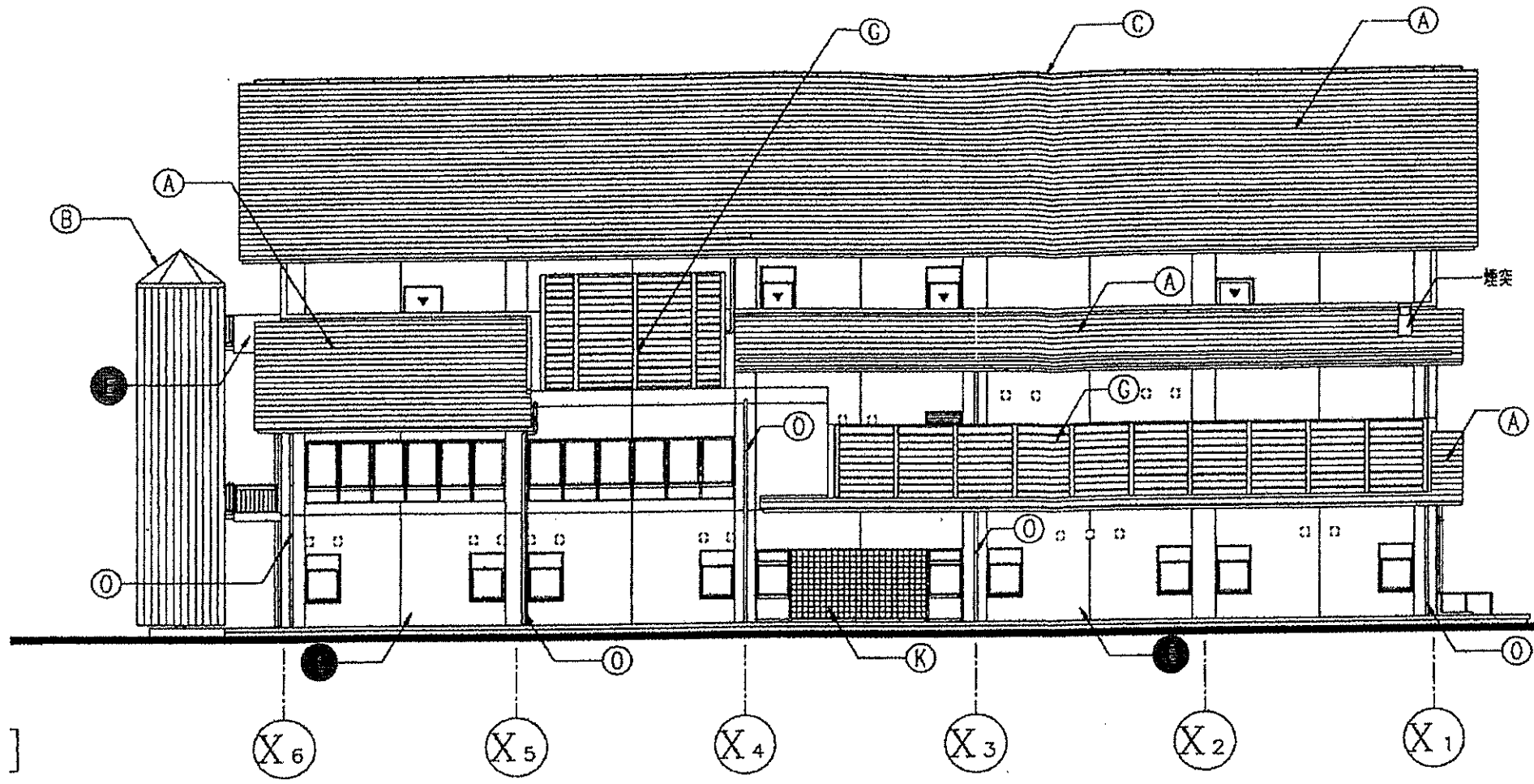
2 工事期間

議決日～令和2年11月30日



仮設計画図 S=1/300

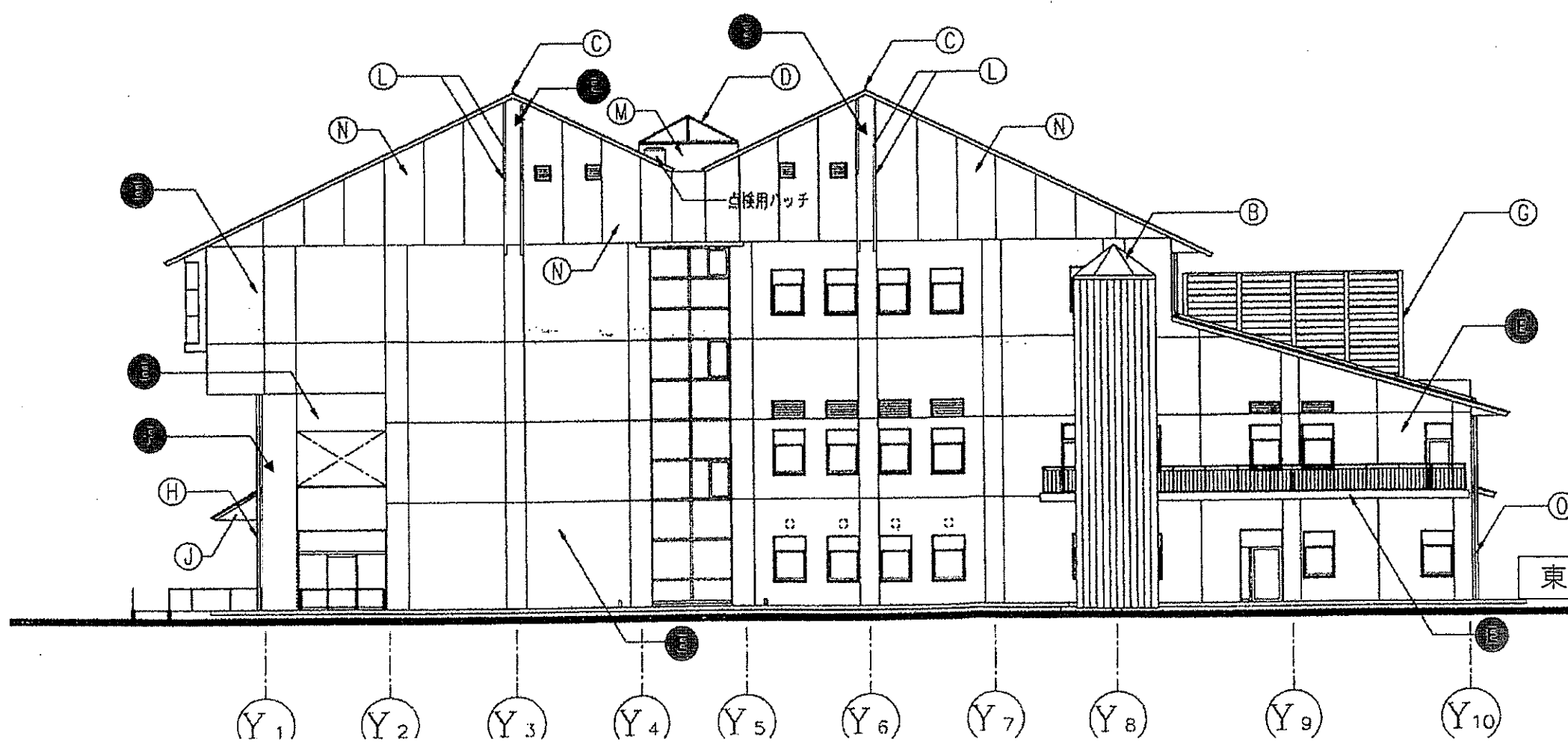
工種名称	総合保健福祉センター外壁タイル改修工事	図面名称	仮設計画図 (計画案)	縮尺	35
作成	2024.08.01	図面	原案・調整案	図面	



北立面図 1/200

改修工事概要

- ※外壁既存タイル撤去工事
 - ・外壁既存小口タイル撤去(全面)(コーナー役物共)
 - ・柱型既存ボーダータイル撤去(全面)(コーナー役物共)
- ※外壁下地補修工事
 - ・壁面サンダー掛け・全面事前調査・水洗い清掃(高圧ポンプ)
 - ・クラック補修・コンクリート欠損部エポキシ樹脂モルタル
 - ・外壁吹付け面薄塗モルタル塗り・柱型吹付け面薄塗モルタル塗り
 - ・外壁吹付け面抱き廻り、コーナー部モルタル塗り
 - ・既存吹付け面抱き廻りモルタル塗り
- ※防水改修工事
 - ・コン打継ぎ目地・化粧目地シーリング打ち替え
 - ・建具枠廻りシーリング打ち替え
- ※外壁吹付け工事
 - ・外壁吹付け素地調整・外壁吹付、防水型複層塗材E
- ※その他、ガラスクリーニング・各所落下防止養生 他

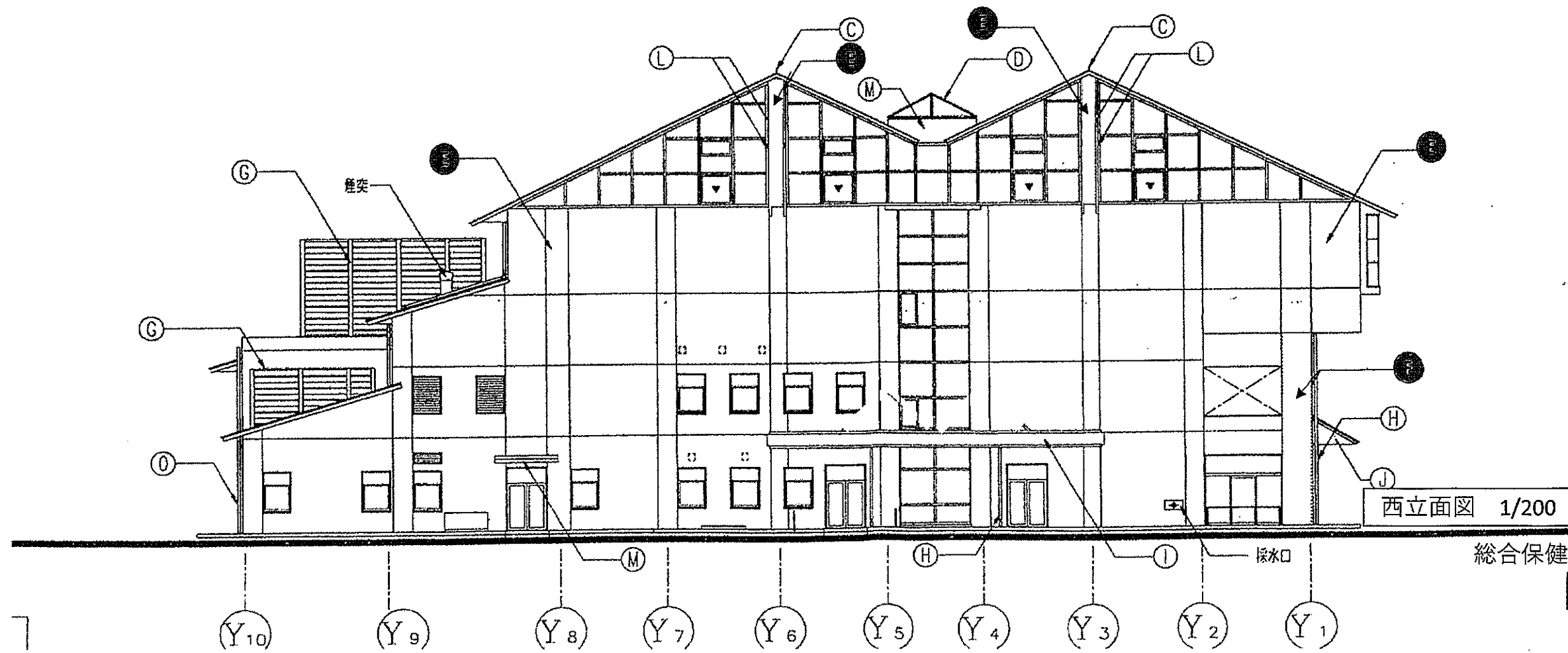
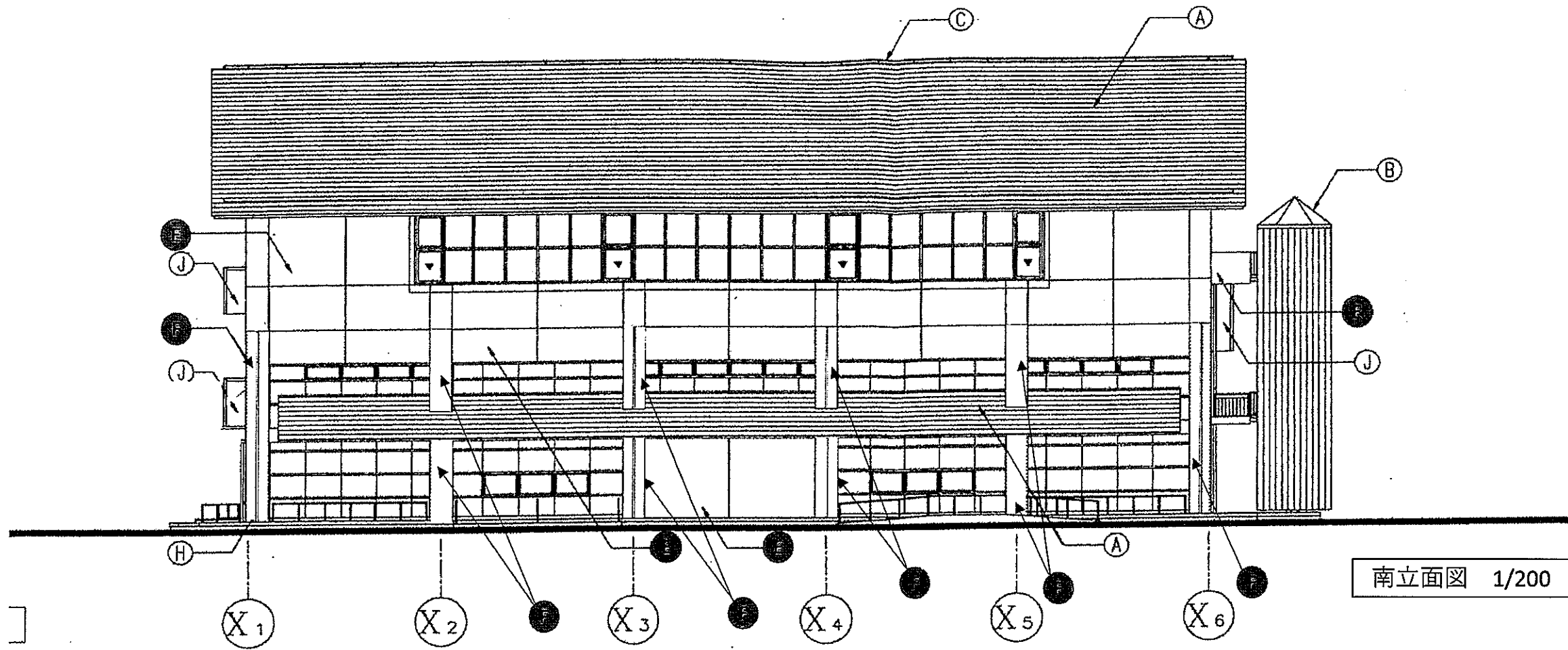


東立面図 1/200

凡例

(A)	アスファルトシングル葺
(B)	アルミプレートt2.0加工
(C)	ステンレス化粧パイプt2.0、50φ
(D)	アルミ可動式トップライト
(E)	外壁吹付け 防水型複層塗材E
(F)	柱型吹付け 防水型複層塗材E
(G)	防音パネル
(H)	壁種:ステンレスHL、100φ
(I)	カラーアルミt0.7加工
(J)	弾性系アクリルリシン吹付
(K)	ガラスブロック190角
(L)	ステンレス化粧角パイプ
(M)	弾性系吹付タイル
(N)	アクリル系骨材含有吹付タイル
(O)	壁種:硬質珪比、100φ
▼	非常用出入口に替わる開口

総合保健福祉センター外壁タイル改修工事



総合保健福祉センター外壁タイル改修工事

改修立面図 図番 A-04

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
325,215,000円 (内消費税) 29,565,000円	不 調	箱根町役場	(工期) 令和3年3月15日
入 札 調 書			
公民館整備事業 仙石原公民館ホール改修工事			
令和2年5月15日(金)午後1時21分 開札			
第1回入札高	第2回入札高	摘要	氏 名
320,000,000	304,000,000		箱根建設・共栄建設共同企業体
322,000,000	310,000,000		勝俣組・セントラル共同企業体
辞退	—		勝俣工務店・三和建設共同企業体
			以下余白

公民館整備事業 仙石原公民館ホール改修工事

対象施設・・・仙石原公民館ホール（昭和57年7月竣工 ホール面積：522㎡）

工事内容・・・大きく分けて、次の4つの工事を行うもの。

A. 吊天井耐震化工事 B. 照明設備改修工事 C. 空調設備改修工事 D. 舞台昇降装置改修工事

工期・・・契約の日から令和3年3月15日まで（休館：7月16日～令和3年3月31日）

A. 【吊天井耐震化工事】

ホールは災害時の避難所となるが、吊天井が耐震化されていないため「天井と建物を一体化」する工法により耐震化するもの。

B. 【照明設備改修工事】

ホール客席照明設備は、上記天井改修に伴い一旦全て撤去し、新たにLEDの照明器具を設置する。また、非常用照明は器具内蔵の蓄電池が劣化しているため全数取替を行う。

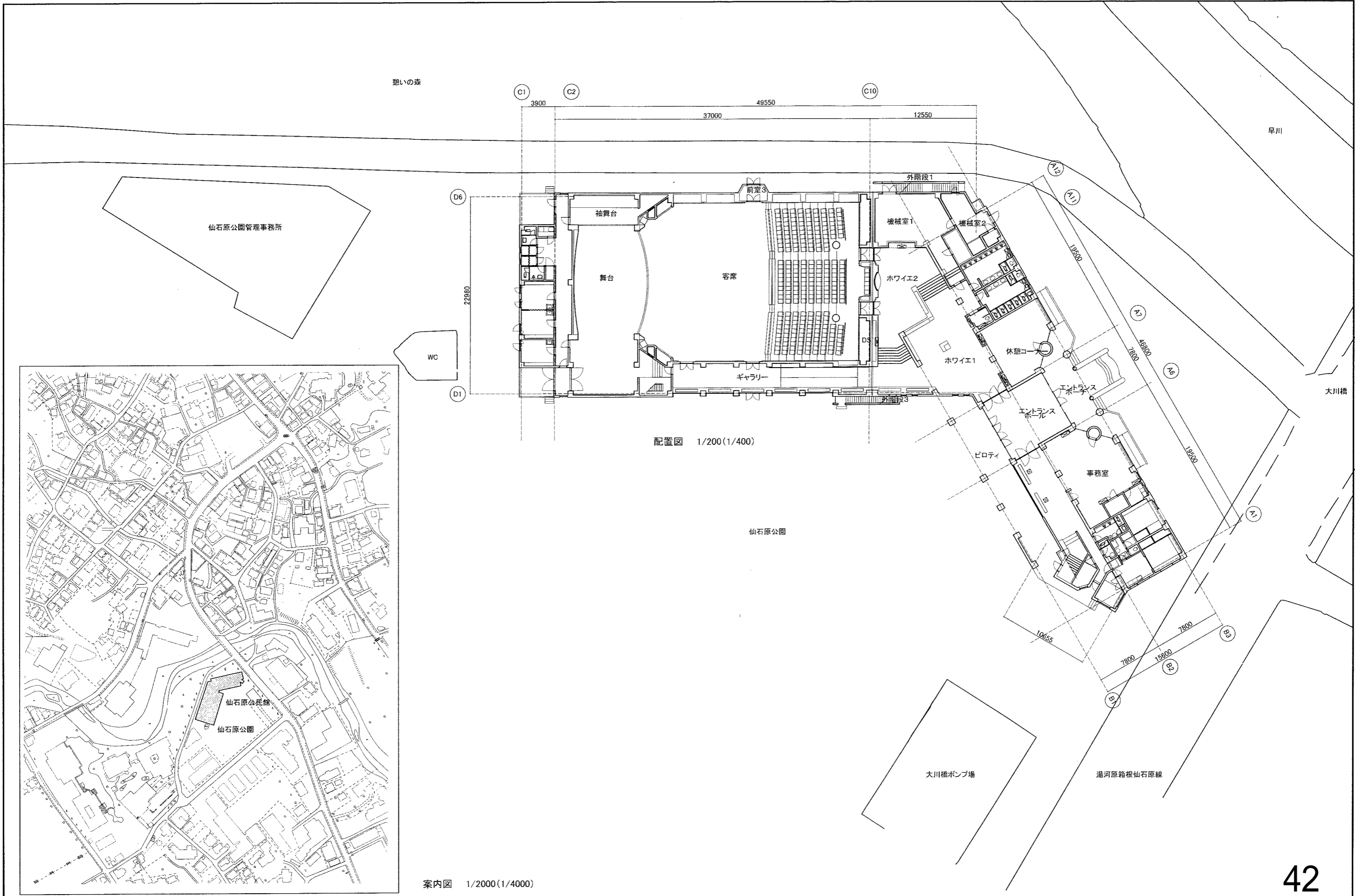
舞台照明設備工事では、使用時間が多いライトはLED照明とし、使用時間が比較的小さいスポットライトなどは、従来と同様のハロゲンランプとする。

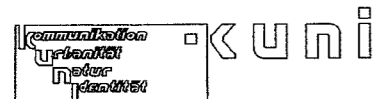
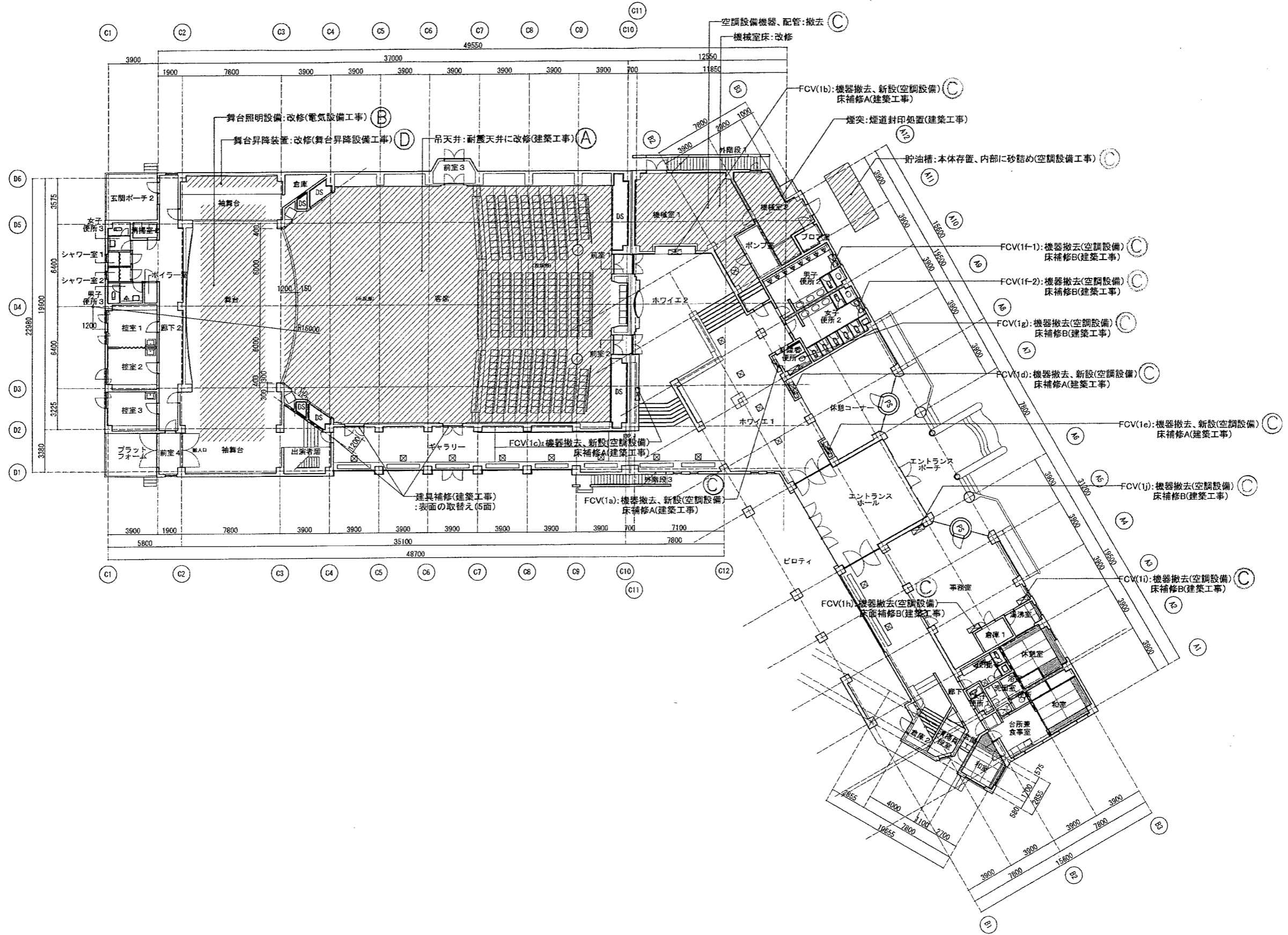
C. 【空調設備改修工事】

現状、暖房は灯油を燃料とするボイラーで温水を、冷房は冷凍機で冷水を造り循環ポンプによりホールへ供給しているが、冷房とも、化石燃料を使用しない電気による熱源機器を新たに設け、行うもの。

D. 【舞台昇降装置改修工事】

舞台昇降装置も上記設備同様、開館以来の設備であり、老朽化のため更新が必要であるため、基本的には既存設備の更新を行う。なお、新たに緞帳に落下防止装置等を設置し、安全面にも配慮していくものです。



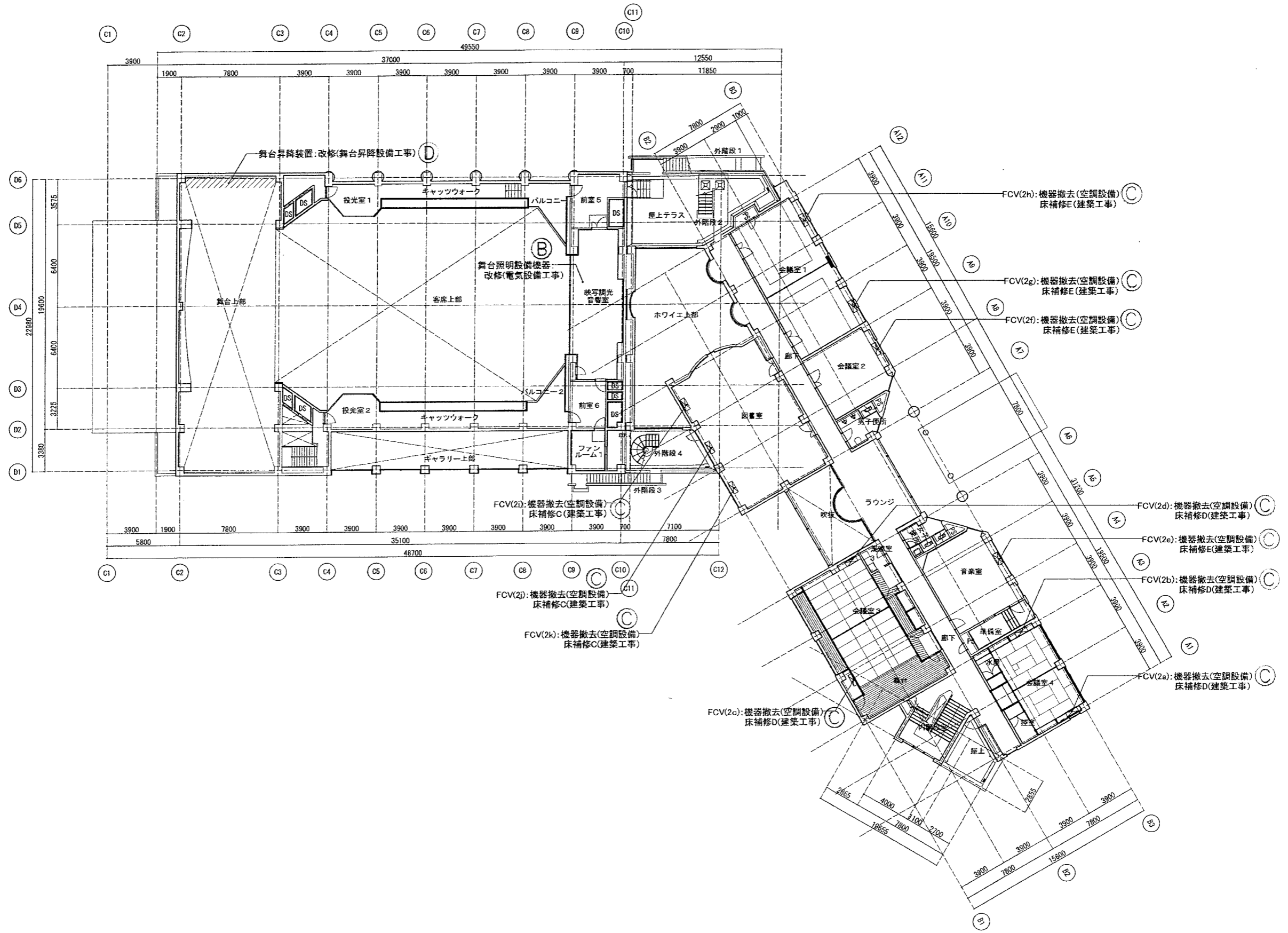


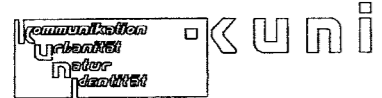
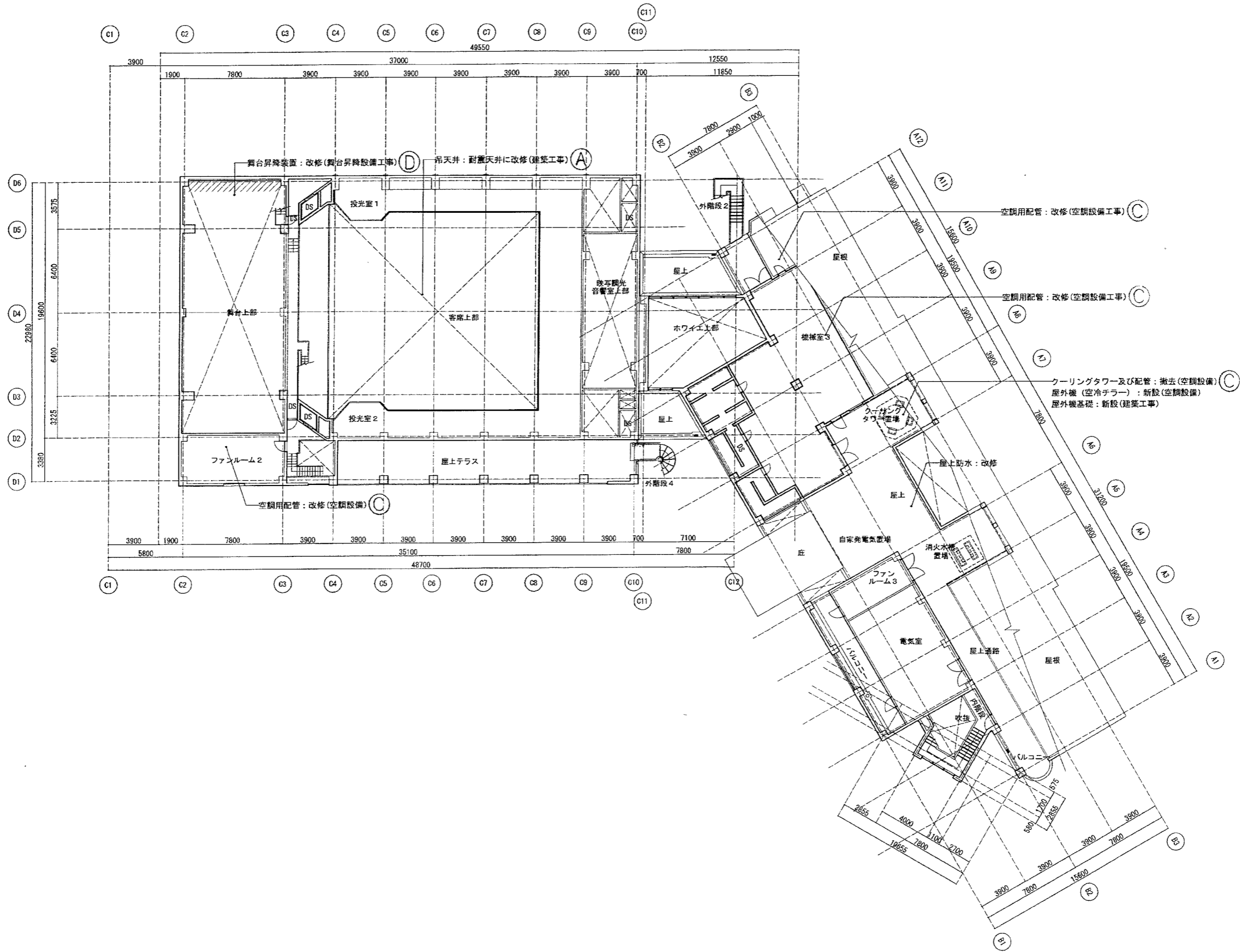
株式会社 国設計

一級建築士第214562号 設計名称 仙石原公民館ホール改修工事
 中川敏哉 図面名称 改修概要図(1階平面図)

縮尺 A1:S=1/150
 A3:S=1/300

日付 R02.03
 図番 A-06





株式会社 国設計

一級建築士第214562号 中川敏哉	設計名称 仙石原公民館ホール改修工事	日付 R02.03
	図面名称 改修工事概要(3階平面図)	縮尺 A1:S=1/150 A3:S=1/300
		図番 A-08

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
264,990,000円 (内消費税) 24,090,000円	不 調	箱根町役場	(工期) 令和3年3月15日
入 札 調 書			
総合体育館整備事業 総合体育館吊り天井耐震化工事			
令和2年5月15日(金)午後1時04分 開札			
第1回入札高	第2回入札高	摘要	氏 名
255,000,000	242,000,000		箱根建設・丸要建設共同企業体
255,900,000	250,000,000		勝俣組・セントラル共同企業体
辞退	—		勝俣工務店・三和建設共同企業体
			以下余白

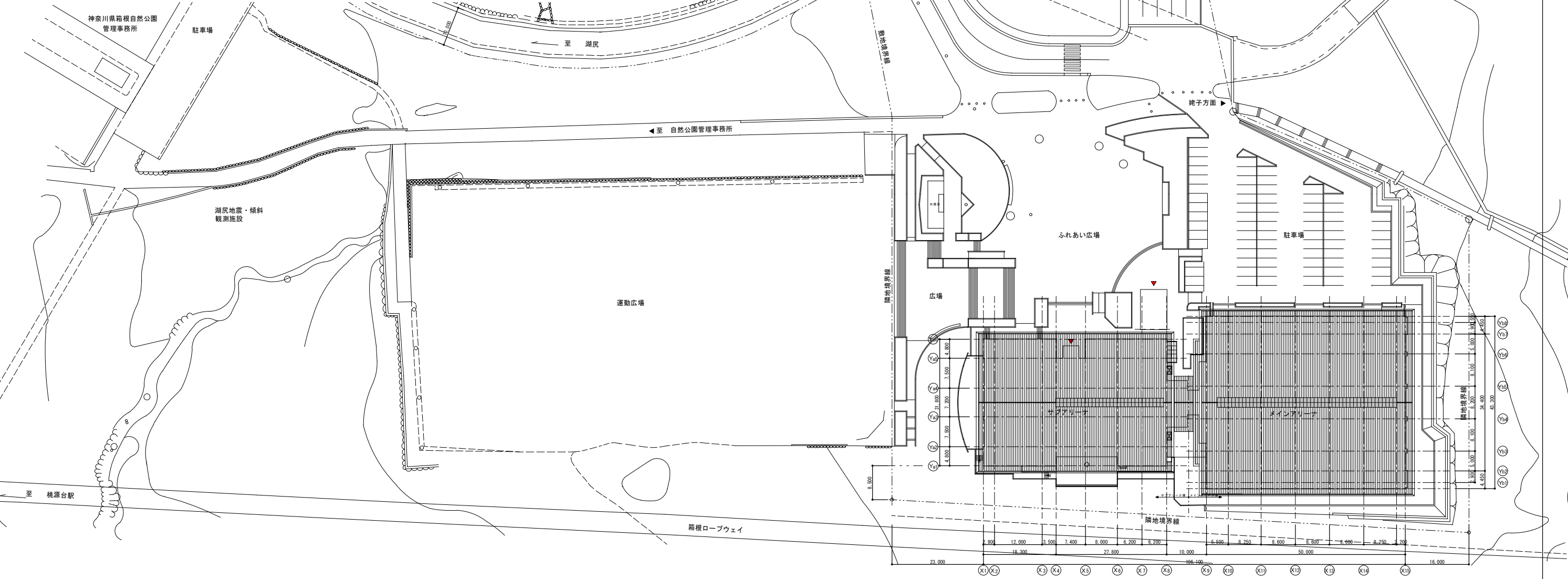
設計額	落札額	執行場所	摘要
264,990,000円 (内消費税) 24,090,000円	(契約金額) 264,000,000円 (内消費税) 24,000,000円	箱根町役場	(工期) 令和3年3月15日
見 積 合 せ 調 書			
総合体育館整備事業 総合体育館吊り天井耐震化工事			
令和2年5月15日(金)午後2時20分 開札			
第1回見積高	摘要	氏 名	
240,000,000	落札	箱根建設・丸要建設共同企業体	
		以下余白	



- 工事概要**
- メインアリーナ天井改修工事（耐震化）
 - サブアリーナ天井改修工事（耐震化）
 - 玄関ホール天井改修工事（耐震化）
 - トップライト改修工事

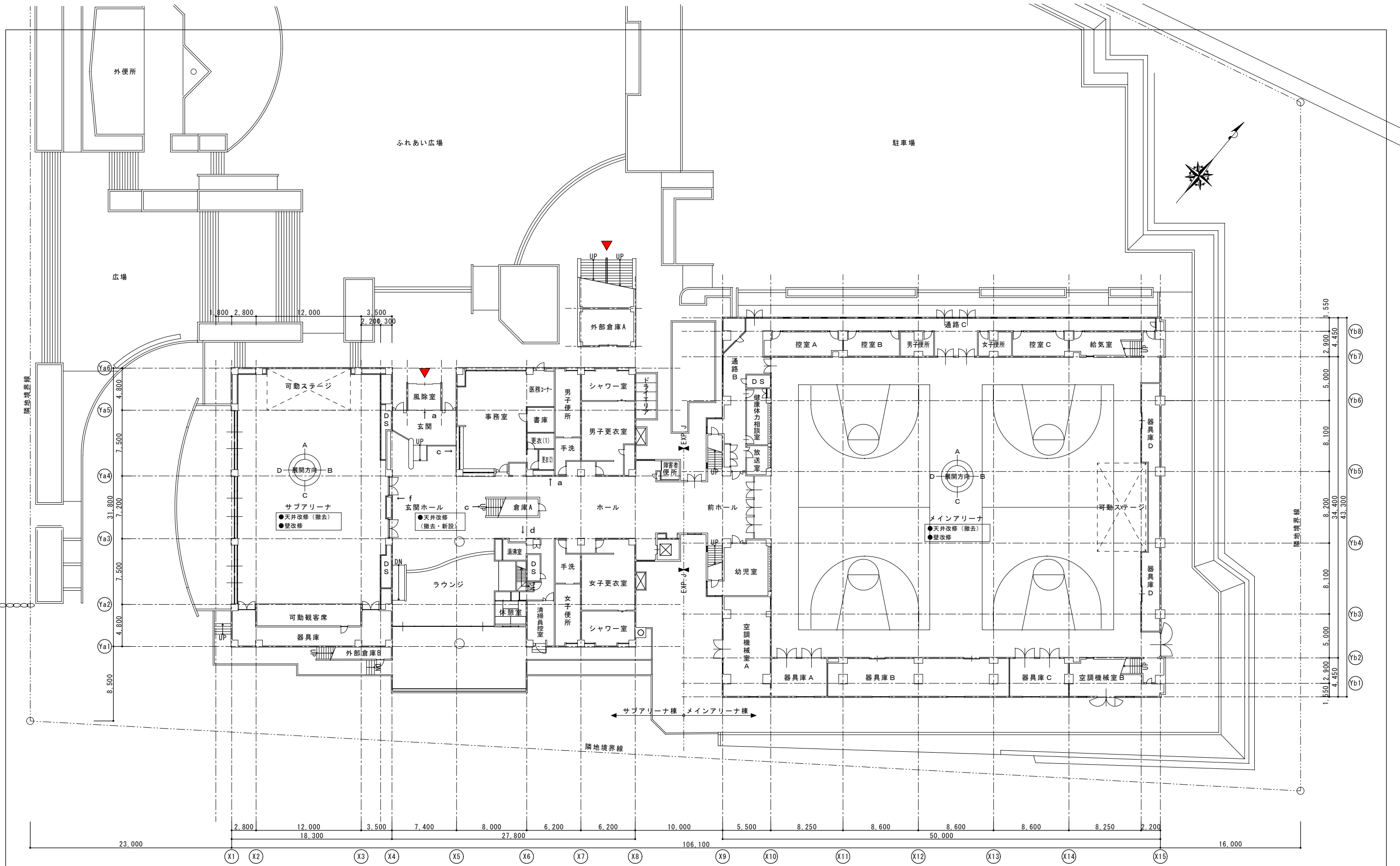
案内図 1/5,000

工事場所
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根164-1

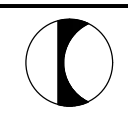


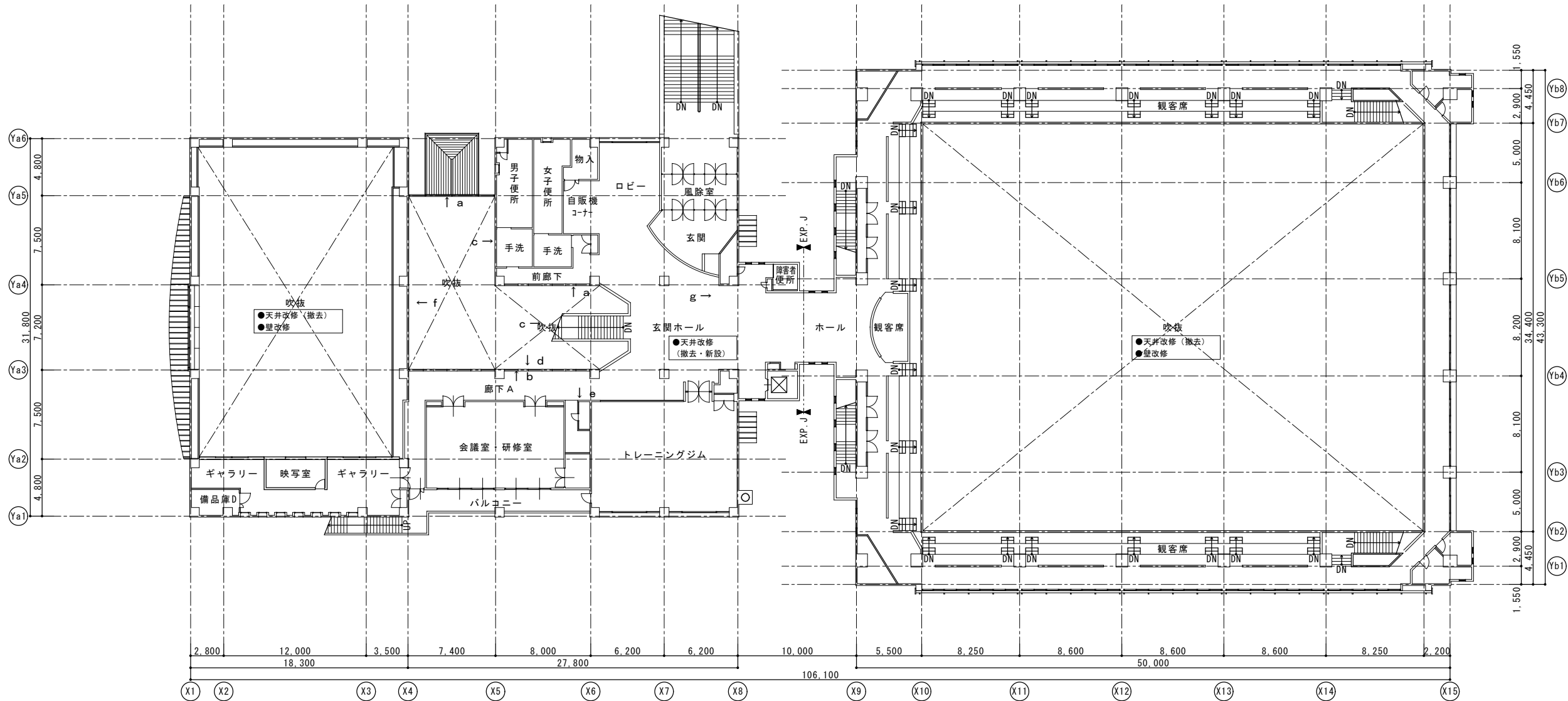
配置図 S = 1/500

	件名 総合体育館吊り天井耐震化工事	図名 案内図・配置図・工事概要	縮尺 A1: 1/500-1/5000 A3: 1/1000-1/10000	No. A-04 48
	株式会社 K 構造研究所 登録 1787	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-30-3 一級建築士 登録282452 戸川 晋志		

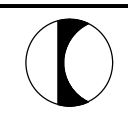


1階平面図 S:1/200 ※1○は玄関ホール展開方向を示す





※1〇は玄関ホール展開方向を示す



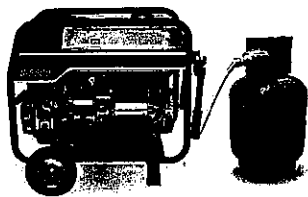
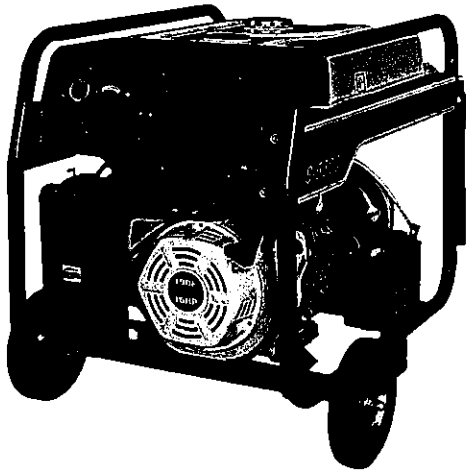
株式会社 K 構造研究所 登録 1787	件名 総合体育館吊り天井耐震化工事	図名 2階平面図	縮尺 A1: 1/200 A3: 1/400	No. 50
	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-30-3 一級建築士 登録282452 戸川 晋志			

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
10,912,000円 (内消費税) 992,000円	(契約金額) 10,876,800円 (内消費税) 988,800円	箱根町役場	(納期) 令和2年8月31日
入 札 調 書			
地震等災害対策事業 発電機購入			
令和2年4月30日(木)午前 9時30分 開札			
第1回入札高	摘要	氏 名	
9,888,000	落札	(株)ヒラボウ箱根営業所	
10,000,000		相日防災(株)小田原支店	
10,048,000		平山防災設備(株)箱根営業所	
10,048,000		(株)渡辺武商店湘南支店	
10,080,000		(株)足柄防災箱根営業所	
辞退		(株)河本総合防災厚木支店	
		以下余白	

LPガス&ガソリン ハイブリッド式 非常用小型発電機

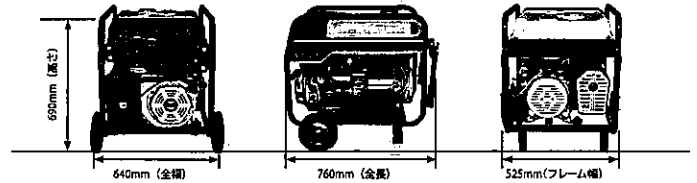
LPG & Gasoline
HYBRID GENERATOR
S-5500

ELSONA



ELSONA
ハイブリッド式 非常用小型発電機
単相 100V/200V 出力
S-5500

■ ハイブリッド式 非常用小型発電機「S-5500」主要諸元



機種	S-5500	
使用燃料	低圧LPガス/レギュラーガソリン	
定格周波数 (Hz)	50	60
定格出力 (kVA)	5.0	5.5
定格電圧 (V)	100/200	
ガソリンタンク容量 (L)	28	
エンジンオイル容量 (L)	1.1	
ガソリン消費量 (L/h) *1	[0.4] 1.8	[0.5] 2.0
LPガス消費量 (kg/h) *1	[0.8] 1.6	[0.9] 1.7
連続運転時間 (h) *2	11.0	10.0
始動方式	ワンタッチスターター+リコイル式	
コンセント	100V×4個 単相 100/200V×1個	
端子	DC12V-8.3A×1個	
騒音レベル (dB(A)/7m)	76	78
全長×全幅×全高 (mm)	760×640×690	
乾燥重量 (kg)	85	

付属品
・圧力調整器
・ガスホース(3m)



・メンテナンス工具
・バッテリー



*1 カッコ内 []はアイドリング時、カッコ外は約70% (3.5kw/3.9kw) 負荷時の消費量です。
*2 連続運転時間は、ガソリンを満タン状態から定格負荷で運転可能な時間です。
※ 低圧LPガス：一般家庭のガス機器と同じガス圧力(2.0～3.3kPa)。
※ LPガス配管との接続において、ヒューズガス栓は使用できません。
※ LPガスの供給・接続につきましては、お近くのLPガス事業者様にご相談ください。



ご注意ください
ヒューズガス栓は、
最大使用量が「15kW(1.1kg/h)」のみ、
発電機に使用できません。
※ 発電機のLPガス最大消費量「3kg/h」

■ 仕様は予告なく変更する場合があります。■ 仕様が変更により、写真や内容が一部本体と異なる場合があります。■ 取扱説明書をよくお読みのうえでご使用ください。■ 接続する電気機器の総負荷を確認してください。■ 発電機は換気の悪い場所では使用しないでください。■ 精密機器への使用に関しては、エンジンノイズの影響の無い距離及び他の電気製品との干渉が無いことを確認の上で使用ください。■ 医療機器への使用に関しては、医療機器メーカー・医師・病院などに事前に確認の上でご使用ください。

■ お問い合わせは

株式会社山岸産業

本社 / 〒028-1101 岩手県上閉伊郡大畑町吉里吉里 30-60-1

TEL: 0193-43-1055 FAX: 0193-43-1077

東京支店 / 〒110-0005 東京都台東区上野 7-11-10 上野第9裏ビルB1

TEL: 03-6826-5646 FAX: 03-6826-5647

HP: <http://www.yamagishi-plate.co.jp>

20190823

○ 発電機配備状況

発電機種類	購入年度	湯本防災資機材倉庫	大平台防災資機材倉庫	宮ノ下防災資機材倉庫	宮城野防災資機材倉庫	強羅防災資機材倉庫	仙石原防災資機材倉庫	箱根防災資機材倉庫	箱根防災備蓄倉庫	元箱根防災備蓄倉庫	合計
現有発電機配備数	平成7年度	4	2	2	2	2	2	2	1	2	19

ハイブリッド発電機 更新数	令和元年度		1					1	1		3
	令和2年度	4	1	2	2	2	1	1	1	2	16
	合計	4	2	2	2	2	2	2	1	2	19

設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
23,991,000円 (内消費税) 2,181,000円	(契約金額) 20,570,000円 (内消費税) 1,870,000円	箱根町役場	(納期) 令和3年2月28日
入 札 調 書			
救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車(車両本体・ぎ装)購入			
令和2年5月26日(火)午前 9時26分 開札			
第1回入札高	摘要	氏 名	
18,700,000	落札	神奈川日産自動車(株)法人営業部	
19,500,000		神奈川トヨタ自動車(株)法人営業部	
21,000,000		トヨタエルアンドエフ神奈川(株)	
辞退		(株)赤尾東京本社	
入札書不着		日産プリンス神奈川販売(株)フリート営業部	
入札書不着		(株)日産サテリオ湘南西湘小田原店	
		以下余白	

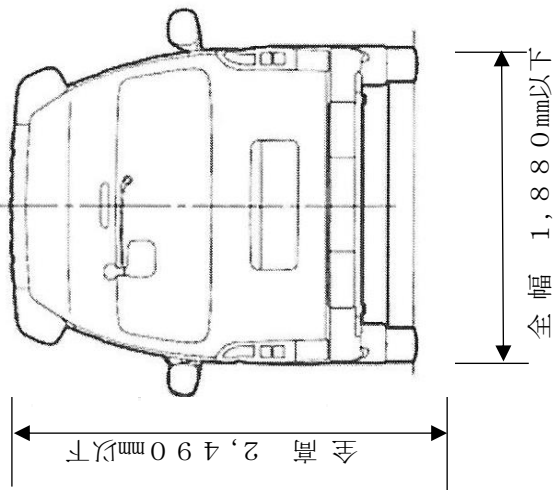
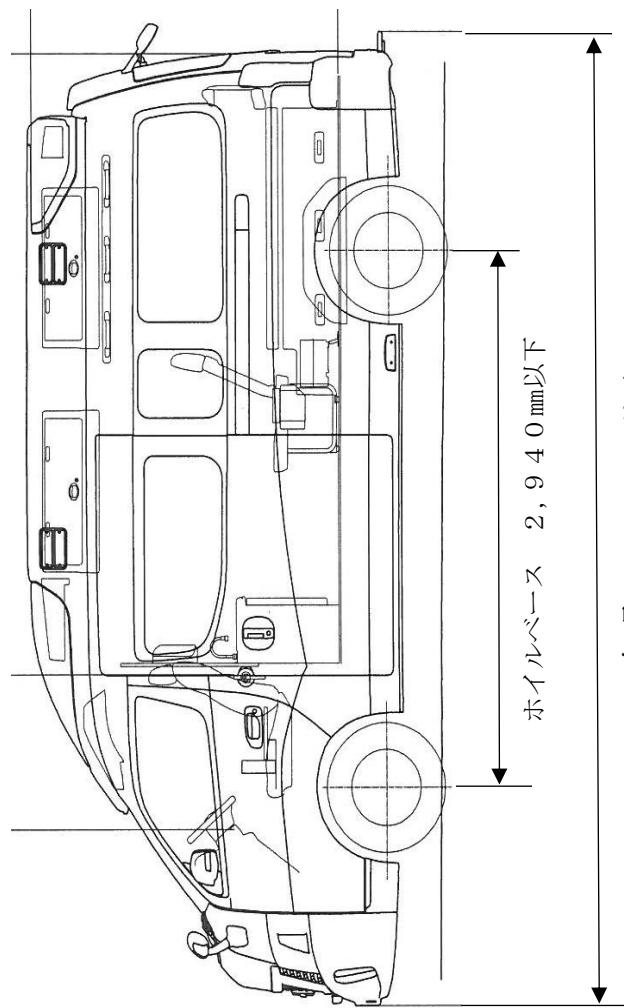
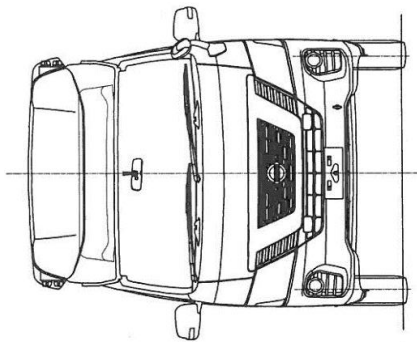
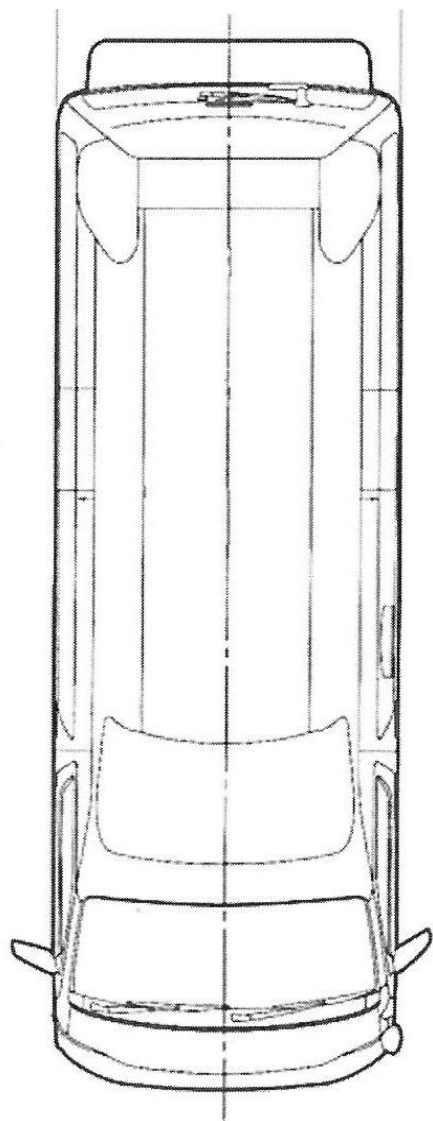
高規格救急自動車主要諸元表

(救急箱根3)

社 名	日産自動車株式会社	
車 両 型 式	パラメディック CBF-CSE26W	
駆 動 方 式	4輪駆動 (4WD)	
変 速 機	オートマチックトランスミッション (5AT)	
ブ レ ー キ	油圧式 前:ディスクブレーキ 後:ドラムブレーキ	
重量寸法等	全 長	5,400mm以下
	全 幅	1,880mm以下
	全 高	2,490mm以下
	ホイールベース	2,940mm以下
	車両総重量	3,210kg以下
エンジン	型 式	QR25DE
	シリンダー配置	水冷直列4気筒DOHC
	総排気量	2,488cc
	最高出力	108kw (147ps) / 5,600rpm
	最大トルク	213N・m (21.7kgf・m) / 4,400rpm
使 用 燃 料	レギュラーガソリン	
燃料タンク容量	65L	
定 員	7名	

高規格救急自動車4面図

(救急箱根3)



資料10

設計額	落札額	執行場所	摘要
14,740,000円 (内消費税) 1,340,000円	(契約金額) 13,442,000円 (内消費税) 1,222,000円	箱根町役場	(納期) 令和3年2月28日
入札調書			
救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車(医薬品・医療器具)購入			
令和2年5月26日(火)午前 9時34分 開札			
第1回入札高	摘要	氏名	
12,220,000	落札 (抽選)	日本船舶薬品(株)横浜支店	
12,220,000		(株)ワコー商事	
辞退		アルフレッサ(株)小田原支店	
辞退		(株)いわしや西方医科器械	
入札書不着		協和医科器械(株)厚木営業所	
入札書不着		ソルブ(株)	
入札書不着		(株)スズケン小田原支店	
		以下余白	

医薬品・医療器具一覧表

No.	品名	数量	規格等	使用用途
1	救急搭載用モニター	1式	BSM-3562	患者を監視する装置（血圧、血中酸素飽和度、脈拍、心電図計など）
2	モニター用心電図誘導コード	1式	BJ-900P・K901(12誘導測定用)	救急搭載用モニターの心電図測定用コード
3	モニター用血中酸素飽和度測定器	1式	フィンガープローブ(TL-201T・P225H)	救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽和度を測定する用品
4	モニター用血中酸素飽和度測定器	1式	マルチプローブ(TL-220T-P225G)	救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽和度を測定する用品
5	モニター用血中酸素飽和度測定器(乳児用)	1式	TL-274T3・P203H	救急搭載用モニター用で指先・耳たぶ等に付けて血液中の酸素飽和度を測定する用品
6	モニター血圧測定用カフ(幼児用)	2式	VP-710T・S951A	救急搭載用の血圧測定用部品
7	モニター血圧測定用カフ(小児用)	2式	VP-711T・S952B	救急搭載用の血圧測定用部品
8	モニター血圧測定用カフ(成人用)	2式	VP-713T・S951D	救急搭載用の血圧測定用部品
9	モニター血圧測定用カフ(大腿用)	2式	VP-715T・S951F	救急搭載用の血圧測定用部品
10	モニター用バッテリーパック	1式	SB-671P・X075	上記モニター用の非常電源
11	半自動除細動器用(キャリングバッグ・付属品含む)	1式	TEC-2603 カルジオライフS	胸部に電極パッドを貼って心臓へ高圧電流を流す(電気ショック)装置
12	SDメモリーカード	1式	QM-002D	半自動式除細動器の観察値を記録するための電子媒体
13	記録器	1式	WS-261V	半自動式除細動器の測定値を記録するための装置
14	除細動レポート表示用ソフトウェア	1式	QP-551V	SDカードから出力(印刷)するためのソフトウェア
15	バッテリー	2式	リチウムイオンバッテリーSB-220V・X233	除細動用のバッテリー
16	エネルギーチェッカ	1式	AX-103V	除細動器のエネルギー値を正確に想定する装置
17	バッテリーチャージ(電源コードを含む)	1本	SB-205V(電源コードWL945)	半自動式除細動器のバッテリーを充電するための装置
18	CO2センサキット	1式	TG-900P・P903	気道確保資機材使用時における呼気CO2も測定が可能な資機材
19	救急搬送用人工呼吸器	1式	アンサー・Rセット	救急搬送用人工呼吸器
20	ディスポ呼吸回路セット(1箱3セット)	1式	KOM2941-3F	救急搬送用人工呼吸器用資機材
21	テストバック(750cc)	1式	KOM2117KA	救急搬送用人工呼吸器用資機材
22	自動心肺蘇生器	1式	プライムバックージClover3000(ボンベについては登録申請を含む)	傷病者を搬送中や揺れる走行中の救急車内で効果的な心肺蘇生が出来る装置
23	呼吸弁	1式	KOM3322(4個入り)	自動心肺蘇生器の付属品
24	手動式蘇生器(コンビバック)	1式	WCOM-3	手動式人工呼吸器
25	蘇生マスク(成人・小児・新生児)各1	1式	WM-5074・WM-5082・WM-5086	手動式人工呼吸器
26	携帯用電動吸引器	1式	アキュバック・プロR(リューザブルボトルセット付)、WACC-PR	口腔内の異物を吸引
27	コンバージョンキット	1式	WM17829	吸引器用付属資機材
28	フィンガーチップ(5個入り)	1式	WM10666	吸引器用付属資機材
29	フィルター(10個)	1式	WM17830	吸引器用付属資機材
30	アキュバッグ用 Oリング	1式	WM11663	
31	壁掛式吸引器 WS-1400(救急車仕様)	1式		救急車内用吸引器
32	ヤンカーサクシオンチューブ	5式	BE-3330-010	吸引器に取付け、吸引する資機材
33	アンブー人工蘇生器 マークIVベビーセット	1式	マスク・リザーバー付 BE-4009-074	BVM(バックバルブマスク)
34	救急車定置型酸素吸入装置 オキシバックNSY型	1式	BE-4000-018(P型)川重チャック+ワンタッチチャック2個付き	車両取付型酸素吸入装置
35	LSP減圧器(携帯酸素用)	1式	WL-2550	酸素ボンベ(バルブ対応)減圧計
36	ウェルチ・アレン アネロイド血圧計	1式	ウォール型 大人用 AE-1009-261	血圧計
37	テルフュージョン輸液ポンプ	1式	TE-281N	救急救命士が静脈路確保後に薬剤等を投与する資機材
38	ウェルチ・アレン アネロイド血圧計	1式	DS58 3組ハンド型1チューブ AE-4009-003	血圧計
39	フレックスポートリューザブルカフ	1式	新生児用 AE-3009-051(1チューブ)	血圧計用測定部品

	品名	数量	規格等	使用用途
40	フレックスポートリューザブルカフ	1式	乳児用 AE-3009-052(2チューブ)	血圧計用測定部品
41	フレックスポートリューザブルカフ	1式	大腿部用 AE-3009-058(3チューブ)	血圧計用測定部品
42	ウェルチ・アレン LED 喉頭鏡セットB	1式	BE-4009-017(ブレード0・1・2・3)	喉頭鏡
43	ウェルチ・アレンLED喉頭鏡(ウェルチブレード)	1式	BE-1009-163(マッキントッシュ型サイズ4)	喉頭鏡用部品
44	エアウェイスコープ	1式	AWS-S200	ビデオ喉頭鏡(気管挿管時に使用)
45	パルスオキシメータ	1式	オニックス Vantage9590 AE-1019-022	軽量で現場まで持ち運び可能、血中酸素飽和度及び脈拍数を測定
46	聴診器 リットマン ステスコープ	1式	マスタークラシックII AE-1333-055 ブラック 後続品可	聴診器(片面で低・高周波が連続聴診が可能)
47	ヒュービディック 非接触型赤外線体温計	1式	スマートサーモ FS-700W AE-1013-032	体温計
48	電子体温計 C206	1式	AE-1013-005	体温計(感染予防を考慮、丸洗い可能)
49	ハロゲンペンライト	1式	WPL-4	瞳孔を観察する時の小型ライト
50	耳式体温計	1式	ベビードシーミッピヒカリ EM-30CPLB 同等品可	体温計(鼓膜に触れないで測定)
51	駆血帯 井ノ内式	3式	FA-1091-001 ブラック	留置針を刺す時にうっ血させるための資器材
52	プレーメータ止血帯	1式	WTQ-2	止血のために使用する資器材
53	プレーメータ駆血帯	1式	WTQ-5	留置針を刺す時にうっ血させるための資器材
54	アンプ パーフィットエース	2式	AM-1509-041	頸椎固定資器材
55	アンプ ミニパーフィットエース	2式	AM-1509-042	頸椎固定資器材
56	ハイテックバックボード2010セット	1式	FW-4901-153(モデル2010・モデル445・モデル436-IP)	全脊柱固定資器材(バックボード)
57	モデル677 ペディスリーブ 小児用	1式	FW-1901-113	(小児用)全脊柱固定資器材
58	スクープストレッチャーセット	1式	FW-4901-154(モデル65EXLピン付きタイプ・モデル445-S)	傷病者搬送用資器材
59	スノースプリントII	2式	FA-3093-011 小	創傷等保護資器材(副子)
60	スノースプリントII	2式	FA-3093-012 中	創傷等保護資器材(副子)
61	スノースプリントII	2式	FA-3093-013 大	創傷等保護資器材(副子)
62	スノースプリントII	2式	FA-3093-014 特大	創傷等保護資器材(副子)
63	ターボリン担架	1式	TT-1044-006	折り畳み式の布製担架
64	レスキューコアマット	2式	TT-1035-003	ストレッチャー上に置き使用、傷病者を保温等をおこなう保温断熱マット
65	雨おおい フレーム付	1式	TT-1026-002	傷病者を搬送する時に雨に濡らさないためのカバー
66	オキシバッグ(携帯酸素用)	1式	WOB-1(オプション込)	携帯用酸素ボンベ(2ℓ)
67	ジャンプキッドバッグS	1式	WJK-S	救急バッグ
68	ジャンプキッドバッグ	1式	WJK-1C	救命バッグ
69	ジャンプキッドバッグ用ポーチ 小	2式	WJKP-SG	救命バッグ(補助ポーチ)
70	NYS 多目的イモビライザーバッグ	1式	ES-1048-068	イモビライザー用収納バッグ
71	救急分娩セット	1式	FA-3024-171	救急車内外での緊急分娩に必要なセット
72	スタイレット	2式	BE-1010-62	気管挿管するための補助器具
73	リングカッター	2式	リングカッター-KIND(OS-I型)FA4017-001	指輪を削り切断
74	リングカッター 替刃	2式	FA-2274-001	リングカッター用部品
75	万能ハサミ	1式	FA-1010-002	アルミニウム・ブラッシュ・ワイヤー・帆布類・ゴム製品等の切断に使用
76	吸引器用ACアダプター	1式	WM-2620-0001	電源装置
77	アダプター(クローバー用)	1式	BE-2007-091 川重P型雌+ジュンロン雄	自動心臓蘇生器(電源装置)
78	酸素ボンベ 2.0ℓ(登録申請含む)	6式	BE-1021-123 アルミヨーク式GY-6バルブ	医療用酸素ボンベ
79	クローバー用ボンベOリング	3式	1式(4個入り)	
80	薄型AWSイントロック	1式	M-ITL-TL	ビデオ挿管用喉頭鏡資器材
81	小児用AWSイントロック	1式	M-ITL-PL	ビデオ挿管用喉頭鏡資器材
82	ゲデルエアウェイ	1式	No. 2	経口エアウェイ

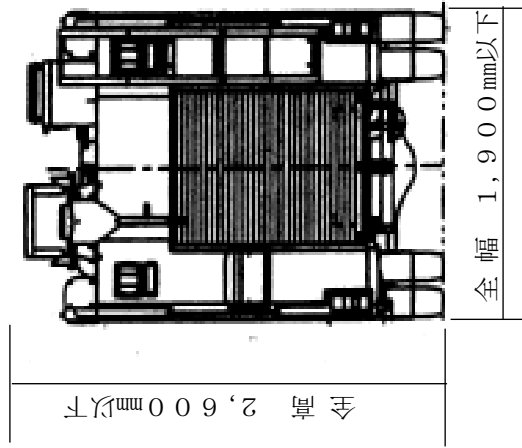
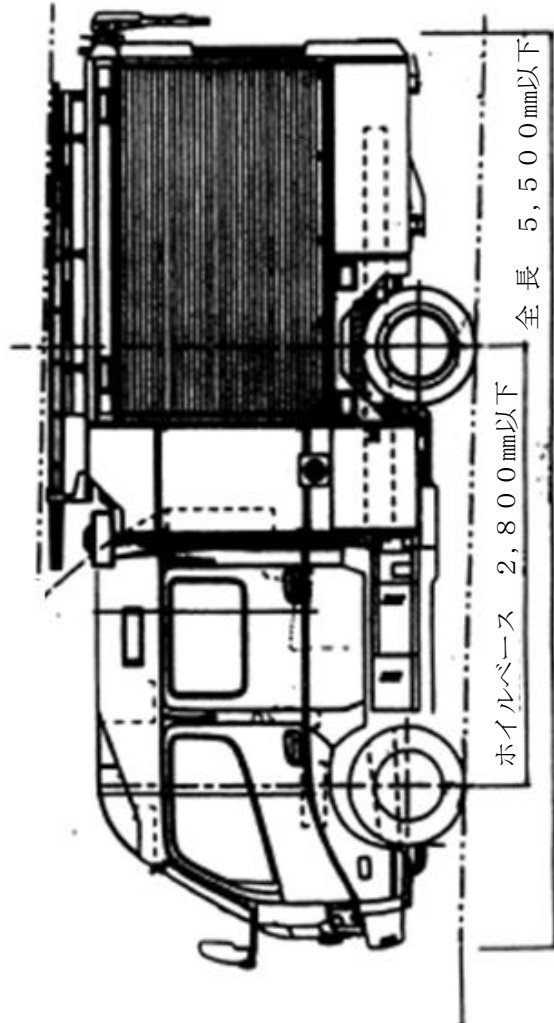
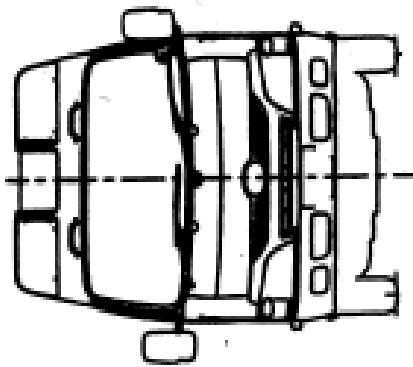
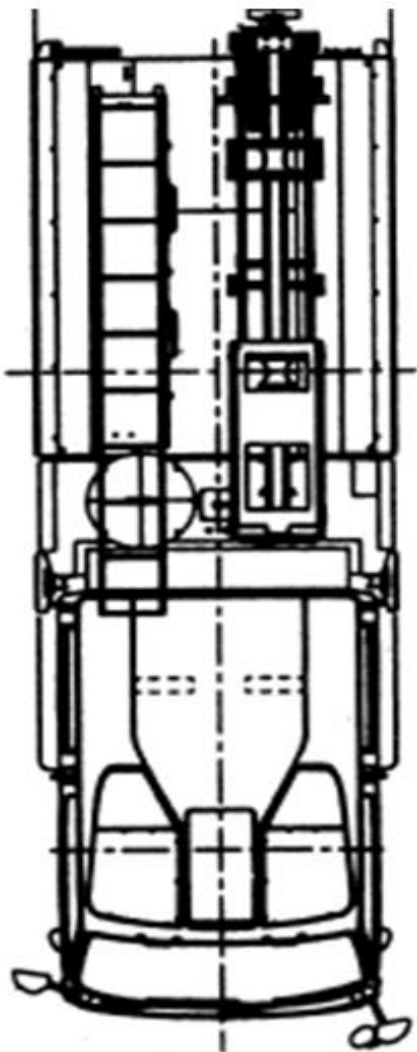
設 計 額	落 札 額	執 行 場 所	摘 要
25,377,000円 (内消費税) 2,307,000円	(契約金額) 24,970,000 円 (内消費税) 2,270,000 円	箱根町役場	(納期) 令和3年3月29日
入 札 調 書			
消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(第5分団第1部)購入			
令和2年5月26日(火)午前 9時41分 開札			
第1回入札高	摘要	氏 名	
22,700,000	落札	(株)モリタ東京支店	
22,980,000		ジーエムいちほら工業(株)東京営業所	
23,350,000		小川ポンプ工業(株)東京事務所	
23,400,000		(株)畠山ポンプ製作所	
23,500,000		(株)野口ポンプ製作所	
23,560,000		長野ポンプ(株)東京営業所	
	辞退	米山商事(株)	
		以下余白	

消防ポンプ自動車主要諸元表
(消防団配備、第5分団第1部)

社 名	いすゞ自動車株式会社	
車 両 型 式	エルフ2PG-NMS88AN-FE5W9GY-JD	
駆 動 方 式	4輪駆動 (4WD)	
変 速 機	オートマチックトランスミッション (AT)	
ブ レ ー キ	油圧式 前:ディスクブレーキ 後:ドラムブレーキ	
重量寸法等	全 長	5,500mm以下
	全 幅	1,900mm以下
	全 高	2,600mm以下
	ホイールベース	2,800mm以下
	車両総重量	5,000kg以下
エンジン	型 式	4JZ1
	シリンダー配置	直列4気筒インタークーラー付ターボディーゼル
	総排気量	2,999cc
	最高出力	110kw (150ps) /2,800rpm
	最大トルク	375N・m (38.2kgf・m) /2,800rpm
使 用 燃 料	軽油	
燃料タンク容量	63L	
定 員	6名	

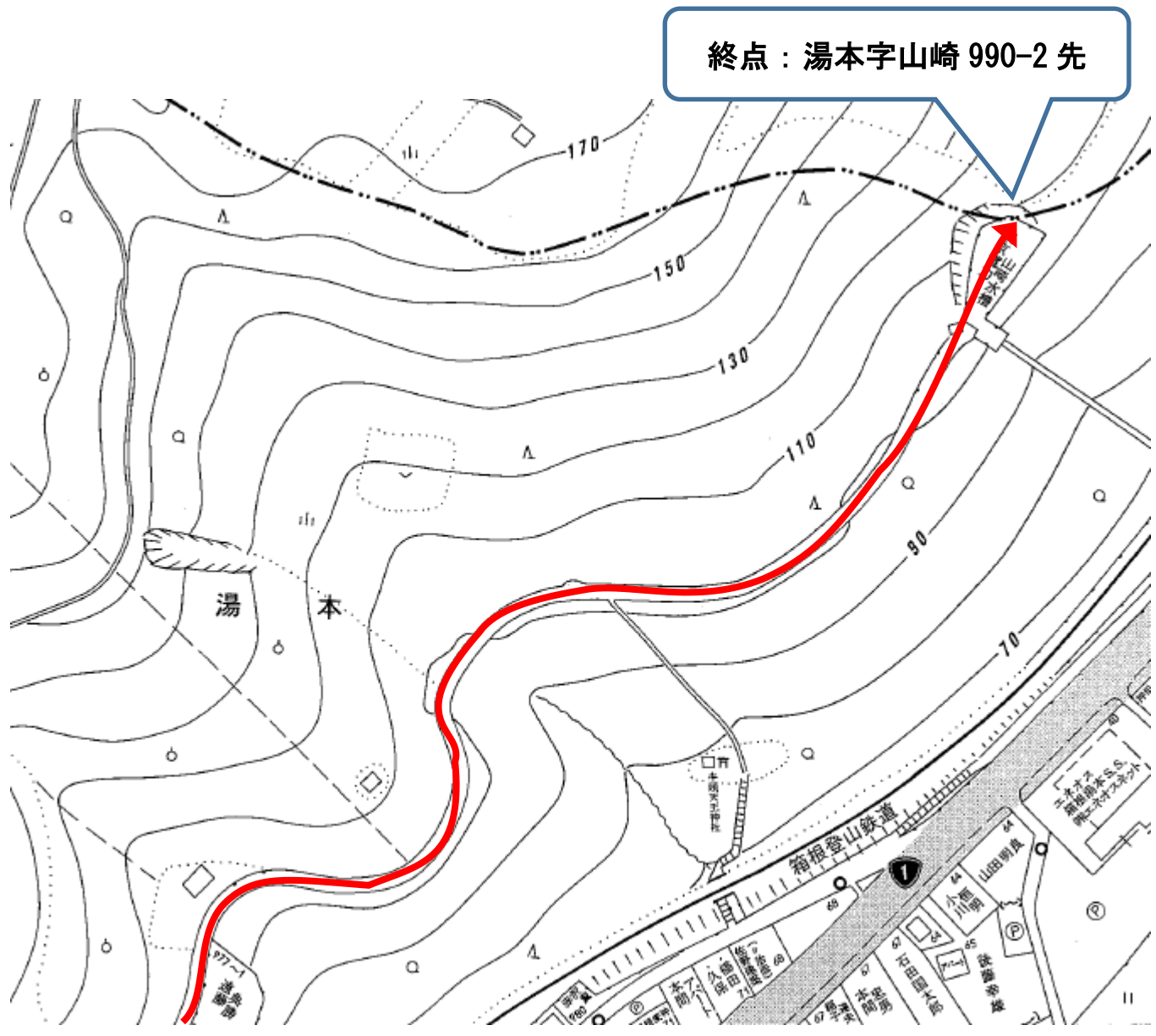
消防ポンプ自動車4面図

(第5分団第1部)



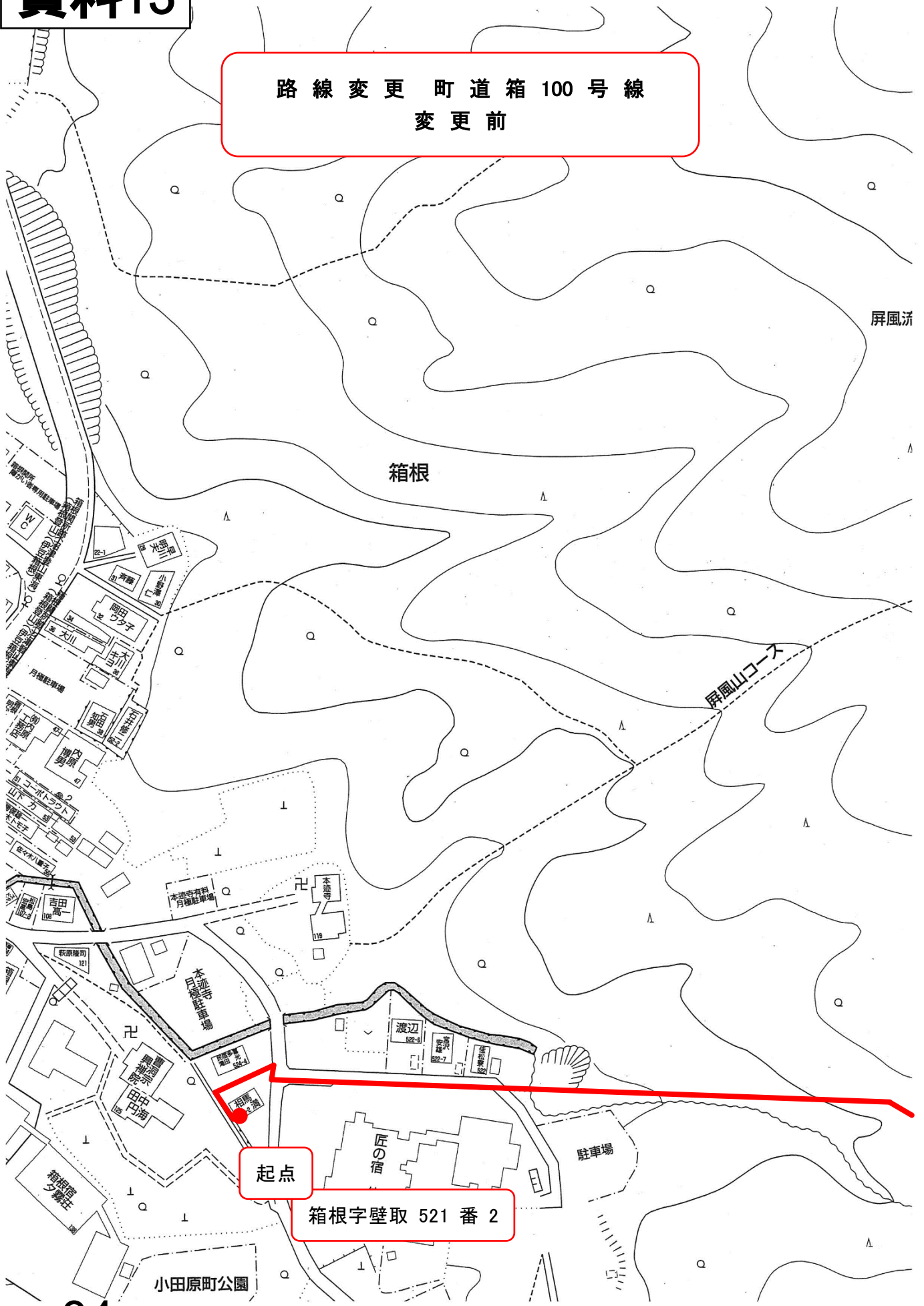
資料12

路線変更 町道湯 185 号線 変更前



資料13

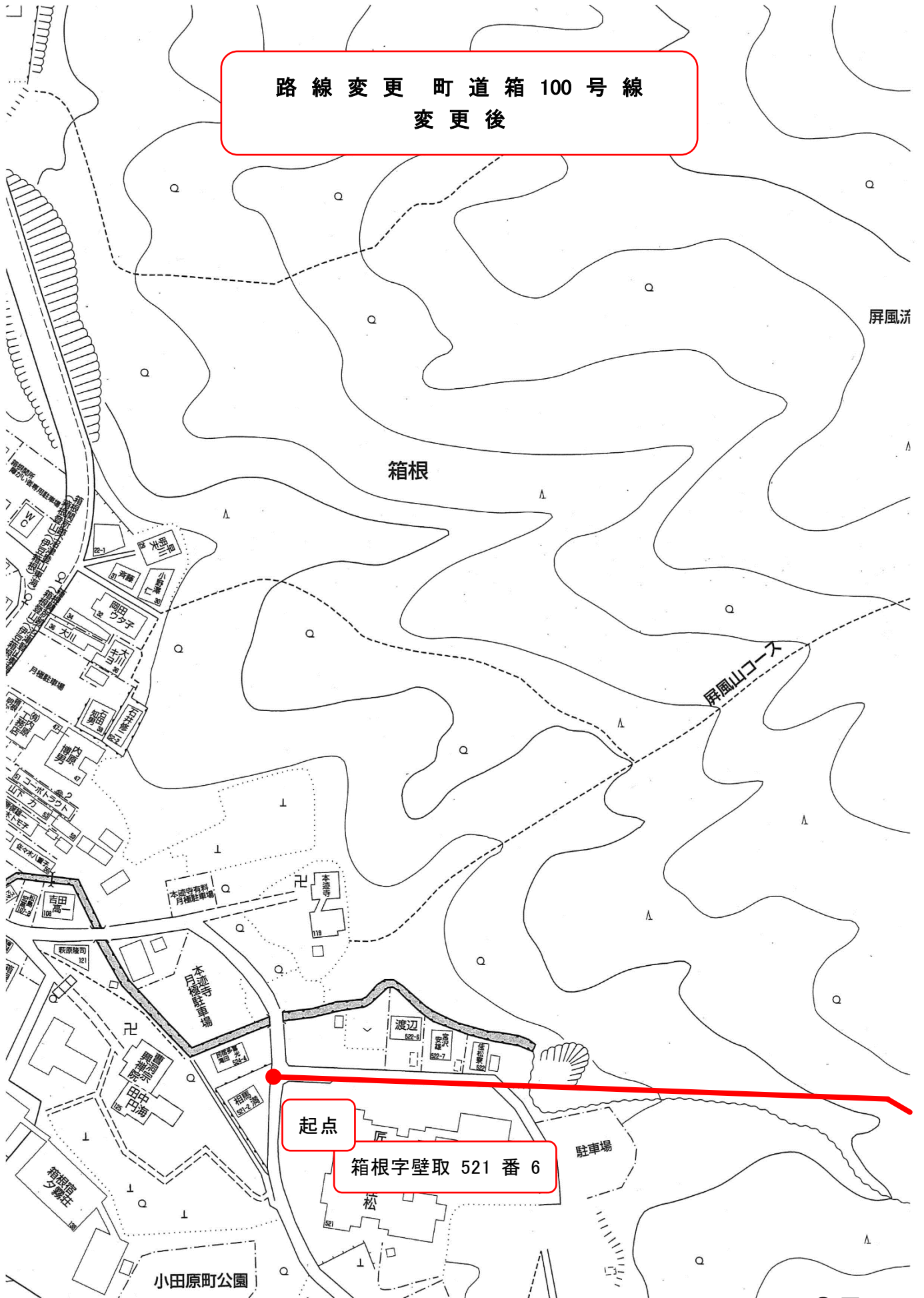
路線変更 町道箱 100 号線
変更前



起点

箱根字壁取 521 番 2

路線変更 町道箱 100 号線
変更後



起点

箱根字壁取 521 番 6

屏風山

箱根

屏風山コース

小田原町公園

駐車場